

渇水対策等緊急事業

- 令和7年6月中旬からまとまった降雨が無く、7月上旬より地域における番水・節水を呼びかけ。高温・渇水の状況は急激に進行し、特に7月の降水量は平年の3割未満と県下全域に渇水が拡大している。
- このため、渇水による旱魃被害を未然に防止するとともに、被害を最小限にとどめて農業経営の安定及び作物の品質低下の防止を図るため予備費を発動し「**渇水対策等緊急事業**」を創設したので、緊急の給水対策について生産者等の負担軽減を図られるよう、市町村を通じて支援を行う。

1. 支援内容

渇水状況



三朝町内の水田(餅米)



日野川(米子市車尾堰)

令和7年7月の降雨状況

地点名	実況値	平年値	比率
若桜	60.5	206.3	32%
江尾	60.5	219.9	28%
大山	66.0	306.6	22%
米子	44.5	213.3	21%
茶屋	50.0	233.1	21%
関金	36.0	197.5	18%
智頭	36.5	207.3	18%
境	32.0	203.6	16%
青谷	29.0	178.6	16%
倉吉	22.0	181.2	12%
湖山	13.0	150.7	9%
鹿野	20.0	223.5	9%
鳥取	16.0	175.0	9%
塩津	16.5	194.7	8%
岩井	14.0	189.9	7%
佐治	11.0	211.6	5%

支援メニュー

注意点：河川にポンプ等を設置する場合は、節水・番水を目的としたものであり、下流へ配慮しつつ、地元で合意形成の上、河川管理者と協議を行ってから対策を実施してください。

水中ポンプリース



エンジン付ポンプ購入・リース



土のう(用排水路に設置)



給水車リース(運転手含む)



軽トラックリース



必要な資料

領収書

〇〇〇〇様 年 月 日

¥〇〇〇〇〇-

領収書やレシート、
取組の写真提出

※作業日当について、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の対象となるので地域の合意形成のもと活用ください。

2. 要件等

- ① 2者以上で共同利用する取組を原則とする。ただし、市町村長が認める農業者についてはこの限りでない。
- ② 対象期間は令和7年7月15日から知事が定める日まで

3. 実施主体・補助率等

- ① 事業主体：市町村
- ② 県補助率：50%を最大に市町村と同率
- ③ 事業費：上・下限無し